

総研レポート

集落営農の現状と今後の展開に関する調査 (2017年度 前期)

本報告書は、今日の地域社会と農業の在り方の変化を踏まえ、集落営農組織の役割・機能について、現状を把握するとともに、集落営農組織の今後の在り方を検討するにあたり参考に資することを目的としている。

農林中金総合研究所

はしがき

本報告書は、2017年度前期に農林中金総合研究所が農村金融研究会に委託した「集落営農の現状と今後の展開に関する調査」について中間報告としてまとめたものである。

1990年代後半から農山村における地域社会の維持・存続や活性化にかかる議論が活発に行われ、同時並行的に集落営農の組織化や法人化が進められ、2010年代に入って一段落した感がある。しかしその後、任意組合であれ法人であれ中山間地域を中心に多くの集落営農組織において構成員の高齢化や経営の脆弱性の問題が顕在化してきた。こうした問題に直面するなか集落営農組織においては、農地の集積、若手後継者の雇用・育成、経営の多角化、集落営農組織の統合・広域化、営利部門と公益部門の分離による経営効率の追求と公益法人化といった動きが見られるようになった。本調査は、こうした今日の地域社会と農業の在り方の変化を踏まえ、集落営農組織の役割・機能について現状を把握するとともに、集落営農組織の今後の在り方とその課題について検討する。

2017年度前期の調査では、集落営農組織の役割や機能の変化および農協との関わりについてそれらの現状を把握することに努めた。

前記の調査は、つぎの3県の集落営農組織と、その組織が属する県および行政、その組織が所在する地域を事業区域とする農協に聞き取り調査を実施した。訪問したのは長野、島根、山口の3県とその県内で展開する各2組織、町、農協である。

これらの集落営農組織をはじめ行政や農協等からは資料や情報の提供をいただいた。ここに改めて感謝の意を表したい。

この調査研究を効率的かつ的確に行うため、調査実施に関する調査検討委員会を設けさらにオブザーバーの参加も得て、そこでの検討結果に沿って調査を実施した。また、当研究所から下記の者が参加した。

「調査検討委員会」

〈委員〉

両角 和夫（東京農業大学総合研究所）	茂野 隆一（筑波大学）
平口 嘉典（女子栄養大学）	野口 敬夫（東京農業大学）
小野澤 康晴（農林中金総合研究所）	内田 多喜生（農林中金総合研究所）
尾高 恵美（農林中金総合研究所）	長谷 佑（農林中金総合研究所）
坂内 久（農村金融研究会、現・農林中金総合研究所）	

〈オブザーバー〉

佐藤 孝一（農林水産政策研究所）	草野 拓司（農林水産政策研究所）
------------------	------------------

2018年3月

農林中金総合研究所

目 次

2017年度前期 集落営農の現状と今後の展開に関する調査の中間報告	1
I. 長野県	
1. 長野県の集落営農の現状	3
2. U町営農センター、地区営農組合、担い手法人	7
3. 一般社団法人 W	11
II. 島根県	
1. 島根県の集落営農の現状	16
2. U市における集落営農をとりまく環境について	18
3. 農事組合法人 X	23
4. 有限会社 K	28
III. 山口県	
1. 山口県の集落営農の現状	33
2. B農協	35
3. 農事組合法人 Y	37
4. 集落営農法人連合体「B株式会社」の動向	39

報告書執筆者

(中間報告にあたり)

両角和夫

I.

- 1 坂内 久
- 2 茂野隆一
- 3 長谷 祐

II.

- 1 坂内
- 2 小野澤康晴
- 3 野口敬夫
- 4 平口嘉典

III.

- 1 坂内
- 2 佐藤孝一
- 3 佐藤
- 4 草野拓司

2017年度前期 集落営農の現状と今後の展開に関する調査の中間報告

集落営農組織は、2000年代に入って、国の水田・畑作所得安定対策を契機として全国に数多く設立され、その後さらに農業者個別所得補償制度が導入されたことによって一層の増加を見た。下記の表に示したように、近年では14,000～15,000と、全国の集落組織の1割強に及んでいる。とはいっても、その多くは政府の補助金等の支援を目的としており、また、法人化の推進も行われたが、経営体としての実態を伴わないものが少なくない。

しかし、近年の農村社会の高齢化の進展や担い手の不足を背景に、集落営農組織は、改めて、地域の農業、さらには農村地域の維持、発展を担う組織となることがより一層期待されるようになった。

今日、集落営農組織が当面する問題は具体的にどういったものか、そして実際にどのように対処しているか。さらに、困難な課題とはどういったものか。今回は、こうした問題意識を持って、まずは集落営農組織の役割や機能の変化および農協との関りなどの実態を把握することを目的に、長野、島根および山口県のそれぞれ2集落組織や関係機関を対象に聞き取り調査を行った。以下では、この調査の限りにおいて、そこに見る実態の特徴や論点となりそうな事項について、ごく簡単な整理をしておきたい。

一つは、いずれの地域でも、地域農業あるいは地域社会の担い手確保を主要な目的として、集落営農組織の統合等の再編の取組みが見られることである。農業集落組織が、担い手を一定程度確保するには、実際に、彼らを周年雇用することが出来る経営体制を持つ必要がある。その場合、経営の効率化はもとよりであるが、地域の実態に応じて、農業経営の多角化や、農外所得の確保、あるいは地方自治体からの支援など、どのように必要な所得や資金を調達するかも重要な課題となる。こうした課題に対処するため、調査した事例から、地域の実態を踏まえつつ、じつに多様な農業集落組織の事業、組織形態が見られる。

二つは、集落営農組織の再編において、地方公共団体、農協等の協力、支援の下、重層的な運営体制、例えば、2階建て、3階建て構造を持つ体制が見られることである。たとえば、長野県のU町では、3階建て方式が見られる。その3階部分は、営農センターであり、町内農業、農村振興策の企画立案、必要な調整を行う。2階部分は幾つかの集落で構成される地区営農組合であり、4つが設置されている。各地区内の土地利用調整、農作業受委託の仲介等を行う。1階部分は、各地区営農組合に対応する形で、株式会社組織の担い手法人がおかかれている。これが農地の集積先であり、実際の営農活動を行っている。我々が調査したのはこのうちV農産（株）であるが、長い試行錯誤を経て、大規模な農地集積の上に多角的な経営を展開しており、今後の集落営農再編のあり方を考える上で大いに希望を与える事例と言える。なお、こうした重層的な組織は島根県の雲南市S地区などでも見られる。

三つは、農業集落組織の事業目的が、必ずしも農業所得の増加を目的としたものではなく、農地の維持、あるいは地域農業の存続にあることである。また加えて、農業生産のみ

ならず、農村生活の支援など地域社会の維持を目的としたものも少なくない。こうした点に関して、今回の調査では、集落営農法人への農地の集積率が概して高い傾向にあることが注目されるが、ここからは農地の維持のためにそこに預けたいと考えている農家が少くないことが窺える。また、集落営農組織の中に、社団法人化したものが見られるが、これはその目的が、地域農業あるいは社会の維持に置かれており、もはや収益増を目的としていないことを表明している。

以上は、集落営農組織の再編にみる取組方向の特徴的な点であるが、実態的には多くの問題を抱えている。今後の調査に向けて、二点あげておきたい。

一つは、担い手の確保はいずれも最大の課題として取り組んでいるものの、その多くは未だに多くの問題を抱えていることである。地域によっては、担い手として、定年帰農者で年金を受給している者の果たす役割も大きいことが期待されるが、若い担い手の確保が出来る経営体制がなければ地域社会の持続的発展を展望することは難しい。また、例えば島根県のある地域では、地域貢献型集落営農を推進しているが、担い手の周年雇用のためには、農外所得の確保が必要である。実際に本調査では、農業に人手がかからない冬季間に、地方公共団体から福祉関連の仕事を引き受けなどしている事例を見たが、一方で、農業関連の仕事も取組みが拡大しており、こうした事業との両立が困難になっている様子も窺える。今後の調査では、担い手の確保における取組の実態、当面する問題をより詳細に調査し、検討する必要があろう。

二つは、集落営農の再編に伴って発生する、投資や運転資金の確保の問題である。多くの事例では、地方公共団体等の補助金の支援を受け、あるいは事例によっては、食品企業と提携することで必要資金の一部を確保している。しかし、投資効果が出るまでのつなぎ資金や人件費等を賄うための運転資金の確保のあり方にかんする課題は少なくないと見受けられ、さらに詳細な実態調査が必要と思われる。資金調達の問題は、とくに農協の支援体制のあり方にも関わる問題であり、そうした観点からの調査も必要である。

(参考)

表 全国および調査県の集落営農数

	2012			2013			2014			2015			2016			2017
	計	新規	解散・廃止 うち 統合解散													
全国	14,742	347	457 65	14,634	340	259 65	14,717	386	252 39	14,853	684	410 63	15,134	454	453 89	15,136
長野	333	14	12 7	335	15	13 -	337	8	1 -	344	36	9 4	371	9	17 3	363
島根	468	14	5 -	477	10	1 -	486	27	26 8	487	27	6 -	508	17	8 -	517
山口	319	12	6 4	325	15	14 -	326	14	11 1	329	12	10 -	331	4	2 1	333

資料：農水省「集落営農実態調査」

(注)「解散・廃止　うち統合解散」：上段「解散・廃止」、下段「統合による廃止」

I. 長野県

1. 長野県の集落営農の現状¹

(1) 長野県の考え方

長野県としては、集落営農組織を農業の担い手の一形態と位置付ける。任意組織については法人化や経理の一元化を勧めている。県の昨年の調査で約 280 組織が経理の一元化を実現している (280/371=75.5%)。県内は中山間地域が多く、このため近い将来、担い手不在地域が発生すると危惧しており、そのためにも新たに集落営農の組織化をはかる必要があると考えている。任意の集落営農組織でも、農水省「経営所得安定対策」による補助を受けている組織が多いので義務化されている法人化をいかに進めるか、農協と一緒に取り組んでいる。

2017 年 2 月現在、県内の集落営農組織 363 (前年同月 371)、うち法人組織 94 (同 91)、任意組織 269 (同 280) となっている (これまでの集落営農数の推移は表による)。

国も「農業経営力向上支援事業」²を通じて、県の組織化、法人化を支援している。

県内の地域別の特徴は、下記の通りである。

(長野県内 10 地域)

佐久	土地利用型の個人農家が多く、集落営農が少ない
上小 (上田)	同上
諏訪	土地利用型農業が少ないうえに、集落営農がほとんどない。
上伊那	地区ごとにまとまって集落営農組織を構成している。
伊那 (南信州)	過疎化が進み、集落営農組織は市町村に 1 つあるかないか。
木曽	土地利用型農業が少ないので、集落営農が少ない。
松本	個人農家が多いが、少人数の集落営農組織が多い。
大北(北アルプス)	同上
長野	個人農家の経営形態が固定しているので、集落営農の組織化が課題である。
北信	同上

このうち、北アルプス地域は、複数の営農組織が合併して新たな集落営農組織を組成す

¹ 長野県の集落営農の現状については、長野県農政部農村振興課および長野県農協中央会でのヒアリングに基づく。

² 農水省が「農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援」することを目的として、2017 年度の農業経営力向上支援事業に 6 億 6800 万円を予算措置。法人化推進体制の整備や農業経営の法人化等の支援、農業経営の質の向上促進に対し支援する。集落営農は直接的には、集落営農・複数個別経営の法人化に「定額 40 万円」、集落営農の組織化に「定額 20 万円」等の支援がある。農水省 H P 参照

ることで経営の効率化をはかるよう進めている（池田町では、高齢化が進み働き手が減少する中で、働き手がまだ機能している間に、5地区の集落を1つないし複数の組織にまとめるよう町長が旗を振っている）。

また、上伊那地域は、近隣の集落ごとに機械の共同利用等が先行していたこともあり、それだけに意思決定に際し、纏まりやすいという地域性が認められる。とりわけ、飯島町や伊那市は、県内でも集落営農組織の先進地域として有名であり、この地域を管内とする農協も非常に強力的である。

飯田市の上久堅地区では、地区にあった農協の施設が廃止されるというので、それを地区内で活用するため、今春、1つの組織として法人化した。その法人が地区内の独居老人のために、週のうち特定曜日（数日）に昼食弁当を家に届ける事業を始めた。

図表 I-1-1 長野県およびU町の集落営農数とその経営形態

	2014						2015						2016					
	合計	法人			非法人	合計	法人			非法人	合計	法人	非法人	合計	法人	非法人	合計	
		計	農事組合法人	株式会社			計	農事組合法人	株式会社									
長野県	337	70	50	18	2	267	344	76	55	19	2	268	371	91	64	20	6	180
U町	10	6	-	5	1	4	10	6	-	5	1	4	10	7	1	5	1	3

資料：農水省「集落営農実態調査」（長野県版）

県としての取組みは、長野県農業再生協議会の事務局も兼ねることから、つぎのような活動に取り組んでいる。

＜認定農業者の確保・育成＞ 地域を担う経営体の確保・育成に向けて、関係機関・団体との連携を図り、地域農業の中核的な担い手として認定農業者への誘導・啓発および経営改善を支援する。

＜集落営業の組織化及び農業法人の育成＞ 集落営業の組織化・経営安定、法人化に向け、集落営農組織のリーダー等を対象に研修会等の開催（毎年1回）およびコンサルタントによる個別相談を実施する。

＜遊休農地の再生活動に向けた支援＞ 遊休農地を解消するため、再生・利用に向けた活動を支援する。

＜経営所得安定対策＞ 経営所得安定対策への加入推進と収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う。

県内の集落営農組織の「2階建方式」について、

1階で、地区営農組合で経理の一元化

2階で、土地利用調整（含、任意組合）

というもので、この方式が県内でもかなり普及しつつある。

とりわけ、U町では、地区営農組合を一般社団法人化し、その上に営農法人と土地利用調整組織を構成するため、3階建方式とも呼ばれる。また、同町の「（一社）W」は、利用権設定することで、人・農地プランの地域集積協力金³を受けるためV地区営農組合から切り離している。

一方、隣の宮田村では2016年に全村1本で農事組合法人を設立した。これは、村の農家の90数%が構成員となっている。

長野県では、農地等の効率的な利用に向けた集積を促進するための農地利用集積円滑化事業では、市町村段階で農協が円滑化団体になっているケースが多い。

（2）農協系統としての考え方

集落営農組織に対する長野県農協中央会の考え方はつきの通りである。

すなわち、集落営農組織は、「地域を守る」という理念に集落営農組織のあり方が合致するので、昔の農協のような姿になるのではないかと期待している。また、食の安全確保を前提に、田植や収穫作業に生協との連携も考えられており、地域レベルで協同の再構築の現実性が見出せる。

米の直接支払い交付金7,500円/10aが2018年度から無くなると農業経営に大きく影響するので、県内では集落営農組織の法人化が規模の大きな組織から進められおり、農協系統としても地域内での協同を進めるうえで法人化を進めたいと考えている。

長野県の農家は農地を手放さず維持するという考え方方が強く、農地維持の考え方は農協系統としても求める方向である。そうした中で、集落営農組織は農地を安心して預けられる「装置」としての機能をもつ。とりわけ中山間地域では、この装置を維持する人が欠落しつつあるので、装置を維持する人をどう呼び込むかが課題である。

上伊那地区は中小企業の工場が多く、安定兼業が成り立っている。地域全体で定年後の定年帰農のサイクルが出来ている。安定兼業をベースに、地域住民の全員参加による集落営農は、定年後に農地や地域を守るため「年金+兼業農業収入」の形がリスクに強く柔軟性があると考えている。

また、F地域では、農協と市町村行政との連携がうまくいっている。その背景には、行政側の人材不足がありそれを農協側に負担してもらいたいという考え方もある。したがって、

³ 地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で農地中間管理機構にまとまった農地を貸付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金が支払われる。その場合の「地域」とは、集落・学校区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいう。

地域集積協力金は、地域が都道府県、市町村と相談したうえで、地域農業の発展に資する方法で自由に使用することができる。農水省HP「農業経営支援策活用ガイド」から。

地域での合意形成に農協の職員が大きな働きをしているのもその一つである。

以上のように、長野県では県域が広範囲に及ぶこともある、地域ごとに取り組みに濃淡があることを踏まえ、先行する地域の優良事例を参考にしながら、当面、追尾する地域での任意の集落営農組織から法人化を支援することに重点を置いている。また、農協系統としても、法人化を支援するとともに集落営農組織の地域での貢献に期待を寄せる。

2. U町営農センター、地区営農組合、担い手法人

(1) U町農業の概要

U町は中央アルプスの麓に位置し、農耕地の標高は550メートルから850メートルに及ぶ。町内の農業は、図表I-2-1に示すように米を基幹として、花卉、果物、キノコ等の生産が活発である。中山間地でありながら、水田の98%で基盤整備が完了し、また野菜等の集出荷施設も充実しており、農業生産のための環境は良好である。

規模別農家戸数を示した図表I-2-2によれば、総農家戸数はこの25年間に約半分となっている一方で、数は少ないながらも10ha以上層が出現するようになっている。町内の認定農業者数は2015年現在で66人で、作目別の内訳は、水稻24、花卉18、果樹14、野菜4、キノコ4、その他2となっている。町内の農業労働力は高齢化が進んでおり、基幹的農業従事者の約75%が65歳以上である。

図表I-2-1 U町における農業粗生産額（2014年度）

作目	粗生産額 (億円)
米	7.3
花卉	6.6
きのこ	5.2
果実	3.3
野菜	3.1
畜産	0.3
その他	0.6
計	26.4

資料：U町営農センター

図表I-2-2 経営規模別農家戸数の推移

単位：戸

	1990	1995	2000	2005	2010	2015
10ha以上	0	0	0	0	3	8
5-10ha	4	5	8	11	13	10
3-5ha	20	26	23	22	16	15
2-3ha	67	72	64	51	44	39
1-2ha	373	325	297	295	220	168
1ha未満	817	760	738	766	440	369
合計	1,281	1,181	1,130	1,145	736	609

資料：U町営農センター

(2) U町における組織的営農の推進体制

U町においては、町内の土地利用調整、担い手育成、農作業受委託等、地域の農業生産関わる様々な活動を、「三階建て」方式という仕組みを整備することによって推進している。

このうち、3階部分に相当するのが「営農センター」であり、町内の農業、農村振興施策の企画立案、調整等を行うなど司令塔の役割を果たしている。その下の2階部分に相当するのが、「地区営農組合」である。U町では、町内を4つの地区に区分し、各地区は6～14の集落によって構成されている。地区営農組合は各地区に1つずつ設置され、地区内の土地利用調整、農作業受託の仲介等を行っている。そして各地区営農組合に対応する形で、1階部分に相当する株式会社ないし有限会社組織の「担い手法人」が存在する。担い手法人は、特定農業法人として地区内の農地の集積先となっており、農地の借入、農作業受託を行うなど実際の営農活動を担っている。

（3）営農センターの設立経緯と役割

U町営農センターは1986年に設立された。当時、個別経営では対応できない課題に対応するため行政、農協、関係機関が連携する場が必要との認識が高まっており、これに対応する形で設置された。町議会、農業委員会、農協、地区営農組合、普及センター、県農業開発公社等から構成されており、事務局は町の産業振興課が担当している。

営農センターの活動費は、農家拠出金によって賄われており、町内全農家が、面積割2,000円/10a、戸数割1,000円/戸（年間総額約1,700万円）を負担している。これに町からの補助金230万円、農協からの助成金70万円が加算され、計約2,000万円が年間活動費となっている。営農センターのもとに農業再生協議会が組織され、実際の活動はこの組織が担当している。具体的な活動内容は、営農センター活動事業、法人化推進事業、地区営農組合活動費、担い手組織育成事業、共同利用機器助成等である。

（4）地区営農組合による土地利用調整

U町では、当初は「ぐるみ型」集落営農組合を組織し、集落単位で土地利用調整を行っていた。しかし集落単位では調整作業が完結せず、もう少し広い範囲での調整組織の設立が望まれたため、1989年に集落営農組合を旧村単位に統合し、4つの地区営農組合が設立された。各地区営農組合の概要を図表I-2-3に示した。各営農組合の担当範囲の大きさは、農地面積で200～400ha程度、組合員戸数で200～400戸となっている。

営農組合設立当初は、組合がオペレーターを雇用し、大型機械による農作業受託も実施していたが、2003年頃よりこの部分は以下に述べる「担い手法人」に移譲しており、現在は地区内農地の利用調整、地区農業振興計画の策定・実施、農作業のとりまとめ、担い手法人の支援グループ育成（草刈り、水管理）等が主な役割となっている。これらの活動においては、地図情報をデータベース化し、視覚的処理を可能にした情報システムが活用されている。このシステムは、営農センターが国の補助事業で開発したもので、効率的な調整作業を可能にしている。

地区営農組合は、一般社団法人の形態をとっている。その理由としては、登記のみで設立が可能であり、農業収入1000万円以下ならば税務申告が不要であることなどを税理士の

アドバイスによって知ったことによる。

図表 I-2-3 地区営農組合の概要

営農組合名	集落営農組合数	組合員戸数(戸)	うち専業農家(戸)	農地面積(ha)	設立年月
U地区営農組合	14	443	43	382	1989年7月
V地区営農組合	6	235	26	242	1989年4月
H地区営農組合	6	169	17	160	1989年3月
N地区営農組合	10	423	40	296	1989年4月
計	36	1,270	126	1,080	

資料：U町営農センター

（5）担い手法人の概要

地区営農組合が作成した土地利用計画、作業委託計画等を、現場で実践するのが担い手法人である。担い手法人の育成は2003年頃より、営農組合で雇用されていたオペレーターから有志を募る形で始まった。その結果、各地区に図表 I-2-4 に示すような担い手法人が設立された。

担い手法人には地区営農組合員が株主として出資しているが、経営は営農組合とは完全に分離されている。担い手法人は、営農組合が作成した土地利用計画や作業計画をもとに、農地の借受、農作業の受託を行うことが主たる業務である。担い手法人は、特定農業法人に認定されており、地区内農地集積の受け皿となっている。そのため、営農組合とは密接に連携しており、営農組合が策定した土地利用計画、作業計画を忠実に実践している。なお、農業機械は、自社所有のものもあるが、一部は営農組合からリースされたものを使用している。

（6）担い手法人・（株）V農産の事例

（株）V農産は、U町V地区の担い手法人として2005年に設立された。設立当初は有限会社であったが、2009年に組織変更し株式会社となっている。現在の経営面積は、水稻：58ha、WCS：8.3ha、大豆：10ha、そば：14ha、白ネギ：5.2ha、アスパラ 0.5ha、トウガラシ：0.6ha、である。

水稻作については、会社のオペレーターが機械によって基幹作業を担当し、草刈や水管理については地主側が受け持つことが基本となっている。これは当地区に傾斜地が多いため、法面の除草作業が会社にとって大きな負担になることから、営農組合との協議でそのように取り決めたとのことであった。水稻作を中心としつつも、そば、白ネギ、トウガラシ等にも取り組んでいる。また、そばについては首都圏のそば屋と契約栽培を実施し、薬味のねぎをセット販売するなど、独自の販売活動を行っている。また、直売所「ガーデンV」を経営するなど、六次産業化にも取り組んでいる。

図表 I-2-4 担い手法人の概要（2014年実績）

単位：ha

法人名	地区農地面積	利用権設定面積	流動化率(%)	作業受委託面積	生産販売委託	集積面積	集積化率(%)
(株)U農産	386	18	4.7	58	35	111	28.8
(株)V農産	249	85	34.1	58	46	189	75.9
(株)H農産	160	19	11.9	53	45	117	73.1
(有)M	240	42	17.5	57	0	99	41.3
計	1,035	164	15.8	226	123	513	49.6

資料：U町営農センター

3. 一般社団法人 W

(1) 組織の概要

一般社団法人W（以下、「W法人」）は、長野県U町V地区内のW地区で栗の栽培および農商工連携を展開する集落営農法人である。W地区には農地が4.6haあり、そのすべてがW法人に集積されている。これはU町における栗生産の担い手としては最大規模である。法人の構成員（会員）は、W地区の地権者45名と、「株式会社S工房」（以下、「S工房」）、（株）V農産、F農協などの賛助会員を含めて総勢58名、出資金にあたる基金の総額は450万円である。現在、収穫した栗は規格外品を除いて、全量を同町内の菓子製造業者であるS工房に販売し、「S栗」として加工・販売されている。

(2) W法人設立までの沿革

a. U町における栗の里づくりの沿革

U町は梨やリンゴが多く栽培され、果樹の産地としても知られていたが、担い手の減少と高齢化により果樹生産が減少し、廃園や耕作放棄地が増加していた。2004年に岐阜県の栗菓子製造企業である株式会社Eが、原料となる栗の新たな調達先を求めて、U町およびU町営農センターに訪れた。E社は「栽培面積20ha、生産量50tの栗栽培を受け入れてくれるのであれば、町内に工場を設置する」ことを約束し、U町営農センターも「栗の里づくり」を進めることを決定した。栗は初期投資額が少なく、果樹の廃園地への導入が容易であること、省力作物で高齢者でも栽培ができること、販売先が確保されていることから、営農センターとしてもE社の提案は協力できるものであった。2005年には営農センターを中心として「U町栗の里づくり推進計画」を策定し、3年間で20ha、50t規模の産地づくりを進めることになった。

U町での栗の出荷実績は図表I-3-1に示したとおりであり、2015年度には56名の生産者が22haで42tの栗を出荷している。現在、営農センターとS工房では更なる産地の拡大を目指し、40ha、100tの産地を目標とする新たな推進計画に取り組んでいる。

なお、E社によって町内に設立された工場は、2008年に分社化してS工房となっている。分社化の際、資本金350万円のうち170万円をU町の栗の生産者34名が出資（5万円/戸）することで、地域との連携の姿勢を打ち出している。

図表 I-3-1 U町での栗栽培の推移

年 度	出荷量 (kg)	生産者 (名)	面積 (a)
2008	2,825	27	95
2009	6,862	49	117
2011	13,379	53	363
2013	27,918	56	1,718
2015	42,101	56	2,237

資料 U町営農センター提供資料より作成

b. W地区の沿革（W法人設立まで）

W法人のあるW地区はV地区の東側に位置し、東に天竜川、北にV川が流れる丘陵地である。丘陵地ではあるが、「W」の地名が示す通り、丘の上は平地であり、月夜の眺望も良好であったため、古くは祈りの場として利用されていた。1944年に食料不足解消のために開墾されたことを機に畠地として利用され始め、当初はサツマイモが植え付けられた。しかし、開墾された丘陵地であることから畠の周囲は林地であり、当時からシカ・イノシシ・猿などの獣害がひどい状態であった。戦後は露地野菜や水稻作にも取組まれていたが、徐々に耕作放棄地が増え、一部の地権者が植林して山に返してしまう事態も起きる等、農地の荒廃が地域の抱える課題となっていた。

元U町議会議員でW地区の地権者の一人であるH氏（現・W法人代表理事長）は、営農センターの「U町栗の里づくり推進計画」に基づき、個人で2005年からW地区で栗の作付けを開始した。その後、営農センターおよびV地区営農組合⁴、V農産とともに、W地区の荒廃農地を栗園として再生する構想を立ち上げた。

2010年にW地区の地権者（総勢45名）に対して、栗の里づくり推進計画の説明会を開催したが、「栗の木を植えたくない」「獣害が大きくなる」「家庭菜園をやりたい」などの反対意見が出た。最終的には、「将来まで農地を守る」ことで地権者全員が合意し、一体的な獣害対策の推進や個人の作付希望の尊重なども決定され、地権者全員参加の集落営農組織が設立されることとなった。

（3）W法人の取組みについて

a. 一般社団法人形態の選択

W法人は組織の設立に当たり、一般社団法人を選択している。この選択の背景には、事業を継続するための資金確保と経営の主体をめぐる問題があった。

栗は新植から収穫までに3年が必要であったため、4年目まではW法人に栗の収穫は無

⁴ 2015年より一般社団法人「V営農組合」となっている。本文中でも改組以前については「V地区営農組合」と表記する。

い。収穫が出来るようになったとしても、経営が安定するまではさらに4年が必要だと見込まれていた。H氏の計算ではそれまでに10万円/10aの資金が必要であり、4.5haの農地を集積しているW法人では約450万円が必要であった。

この金額は地権者から集めるには負担が大きいため、組織の設立に当たり、S工房やV農産、F農協などの法人からも出資（基金造成）を受けることで話が進んでいた。

ここで株式会社を選択すれば、出資額の大きい法人の発言力が大きくなることから、農業者主体の組織ではなくなってしまう恐れがあった。一方で農事組合法人を選択した場合、経営の主体を農業者が担うことができ、制度的にも1人1票が担保されるものの、法人からの出資を受けることが出来なくなるため、必要な資金を農業者だけで確保しなければならなくなってしまう。

結果として、法人から出資（基金）を受けることができ、かつ出資（基金）額と議決権に関連の無い一般社団法人が選択された。2009年の農地法改正で一般法人でも農地の賃借が出来るようになっていたことも追い風となった。2011年3月に設立総会が開催され、5月17日に法人登記が完了し、一般社団法人Wが設立された。地権者45名と、法人を含む賛助会員10名を会員とし、基金総額は事業継続に必要とされた金額と同じ450万円であった。450万円のうち65%をS工房が拠出し、地権者も15%を拠出⁵している。

b. 農地の確保

U町V地区では農地を一旦、V地区営農組合に集積し、そこで利用調整をおこなった上で担い手法人に貸し付けられるのが慣例である。しかし、V地区営農組合はW地区の農地を利用調整の対象から分離し、W法人に利用調整も含めて農地を集積した。

W法人では、効率的な栽培をおこなうために所有地ごとの境界を取り除き、W地区の農地を6枚の畳に整備した。整備に先立って国土調査対応の厳密な測量を実施し、各地権者の所有面積を確定させることで、地権者の理解を得た。

地権者の作付意向を尊重するため、当初は0.4ha分を家庭菜園として4.2haに栗を新植したが、2016年までに家庭菜園を続けていた全ての地権者も農地の管理をW法人に依頼したため、現在ではW地区の農地全てが栗園となっている。また、地区外の栗園1.1haもW法人で管理しており、合計で5.7haの栗園を管理している⁶。

⁵ 地権者は1人あたり5,000円と10aあたり5,000円の基金造成をおこなった。

⁶ この農地の地権者（3名）も、現在ではWの会員となっている。

図表 I-3-2 W法人の栽培面積の推移

年	← 栗収穫前			→ 栗収穫開始後			(単位:ha)
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
栗 栽培 (うち地区外)	4.2	4.2	4.2 (0.07)	4.4 (0.07)	5.2 (0.6)	5.7 (1.1)	
栗 作業受託	0.35	0.35	0.35	1.0	1.0	1.0	
他品目 栽培(ha)	ソバ(4.2)	ソバ(4.2)	ソバ(4.2) 大豆(0.3)	ソバ(1.2) 大豆(0.3)	ソバ(0.7) 大豆(0.6)	ソバ(0.6) 大豆(0.6)	
他品目 作業受託 (ha)					水田(2.0) 草刈り(3.0)	水田(2.1) 草刈り(4.0)	
			栗収穫量	6.2t	8t	10t	

資料 W法人提供資料より作成

注 2011年～2013年のソバ栽培は、W地区でおこなっている。

c. 栗の生産と出役

栗の栽培における実際の栽培管理作業としては剪定、草刈り、防除、収穫・選別などが主な作業である。出役もこの作業に合わせて実施されるが、常時出役できるのは平澤氏も合わせて男性 10 名であり、その都度参加できる人も合わせると、毎回 13 名ほどで作業を実施している。特に剪定作業が重要であるが、現在この作業ができるのは地主の中で 8 名であり、今後も剪定のできる後継者を育てていく必要がある。機械については、個人所有の機械の活用を基本としているが、スピードスプレイヤーなどの必要な機械は、W法人で購入している。

栗拾いには女性 18 名にも参加し、3 班編成で栗の収穫にあたる。その後の選別作業も女性が主体で進め、男性陣は軽トラックで直接 S 工房に納入する。出役に参加した人には時間当たり 800 円（剪定の場合は 1,200 円）を支払っている。

出役に参加する男性はほぼ全員が兼業先を定年退職した元兼業農家であり、高齢者の新しい活動の場になっている。また、作業をしながら地域の仲間とコミュニケーションがとれる場にもなっている。

d. 販売について

収穫した栗は、規格に合うものは全量を S 工房に販売している。買取価格は毎年上昇しており、現在は平均すると約 800 円/kg で、市場出荷のおよそ 2 倍の水準となっている。

W法人では、毎年 2 ～ 3 割の規格外品（S サイズ、虫食い）が発生しており、これは地元の高齢女性に栗を剥いてもらい、「おこわ」にして、地元のお祭りやイベントで販売するなど、収穫した栗を出来るかぎり有効活用しようとしている。

e. 栗栽培以外の活動

W法人では、設立以降、栗の収穫が得られるまでの間に栗以外での収益を確保するため、

さまざまな活動を展開している。

2011年にはV農産と連携して栗の木の間でソバの作付けをしたり、地区外の栗園(35a)での管理作業の受託事業をおこなっていた。2013年からは、高齢化などでリタイアした地区外の栗園も任せられるようになり、この他に、地区外樹園地の荒廃防止のために大豆栽培やソバ栽培を受託したり、水田の管理作業の受託もするようになった。

2017年現在では栗の栽培の他に、栗園の管理作業受託が1.0ha、ソバ栽培0.7ha、大豆栽培0.6ha、水田管理の受託2.1haなどを展開している。

その他にも活動資金の確保するために、水田利活用の直接支払交付金や規模拡大交付金、農地集積協力金などを活用していた。(図表I-3-2を参照)

(4) 集落営農の効果・今後の展望

W法人は「Wの農地を将来まで守る」ことを目的として設立された。地権者全員参加の集落営農組織の設立、省力作目である栗の選択、農商工連携による安定的な販売先の確保によって、現在もW地区の農地は維持されている。W法人設立以前、当地区が雑草の生い茂る耕作放棄地であったことを考えれば、W法人が地域の農地・農業を支える重要な役割を担う存在となっていると言えよう。

W法人の当初の課題であった事業継続の資金確保についても、一般社団法人制度や補助金制度の活用、栗栽培以外での収益の確保によって、克服しつつある。この一般社団法人という組織形態については、W法人では、農商工連携の連携先から出資(基金造成)が受けられる点、出資(基金)額と議決権が分離している点などから選択されている。この他にも非営利法人であれば税率が低いこと、補助金の繰り越しができる等もメリットもあることから、補助金を活用しつつ食品加工業者等との連携を志向する集落営農に適した組織形態であると言えよう。

W法人では今後、地区外も含めた栗園の規模拡大を目指すほか、V地区の担い手法人とも連携を進め、担い手が管理受託した水田での草刈り作業をW法人が請け負うような仕組みの構築を考えている。

今後の課題としては、規模拡大による労働力の確保と機械装備の充実が挙げられる。出役参加者も高齢化が進む中で、作業を実施できる労働力の確保や後継者の育成がより重要なってくるだろう。また、機械についても法人で所有することによって、新たな参加者が作業に取り組みやすい体制を整えることが求められる。

II. 島根県

1. 島根県の集落営農の現状⁷

(1) 県内の集落営農の概要

島根県では全国に先駆けて 1975 年頃から集落営農に積極的に取り組んできた。というのも、島根県の農業生産の条件としては、中山間地域が多くそのうえ他県に比べ過疎化・高齢化が急進し、このため担い手不足や耕作放棄地が増加してきたからである。このため県は単独事業を含めて、集落を単位とする集落営農による生産体制を確立するよう継続的に支援してきた。その結果、他県に先駆けて集落営農の組織化が進展した。

そして、2007 年からは島根県がはじめて規定した「地域貢献型集落営農」の育成・確保を図っている。その地域貢献型集落営農は、「農業生産活動による農地の維持を含め、地域の経済性、生活の維持、人材の維持に貢献する地域公益的な集落営農組織」と定義される。

一般に従来の集落営農組織は、1 集落または数集落を単位として、概ね集落の過半の農家が合意の下で労働および機械施設利用のための組織化をはかり、農業生産等の一部または全部の営農に勤めると理解されている。2007 年から本格実施された品目横断的経営安定対策においても法人化を前提とした集落営農組織が農業の重要な担い手と位置付けられた。しかし、この当時、島根県としては、品目横断的経営安定対策が掲げる規模拡大と低コスト化、効率性の追求といった施策は、県下の集落営農の現状からすると合致しにくいという認識を持つ。

そこで、集落営農が本来持っている農地や地域資源の維持管理および農村社会の維持・活性化の意義と機能を再評価し、農業振興と地域振興の両面が表裏一体となった島根県独自の「地域貢献型集落営農確保・育成事業」を提起し、実施に移すに至った。

(2) 地域貢献型集落営農の具体的な取り組み内容

現状の実践事例から分類すると大きくつぎの 4 つの活動に分けられる。

①農地維持活動： これはいうまでもなく営農の継続により農地を維持する最も基本となる活動である。

②地域貢献的経済維持活動： 集落営農組織が地域の活動拠点となった高齢者の生き甲斐や生活費確保のための少量多品目野菜生産、和牛放牧などの地域経済の維持に役立つ取組み。

③生活維持活動： 集落営農組織が活動主体となって、公共施設の管理、運送業、食事宅配サービス、葬祭などの生活支援や福祉の向上、あるいは美化環境保全活動や伝統文化継承などの地域の生活維持に役立つ取組み。

④人材維持活動： 集落営農組織が主体になってあるいは活動に参加して、Uターン・

⁷ 島根県の集落営農の現状については、島根県農林水産部農業経営課でのヒアリングに基づく。

I ターン者 の受入や都市住民との交流、グリーンツーリズムなどの地域の人材維持に役立つ取組み。

このほか観点は変わるが、過去の事業例をもとに県側から働きかけた事業として、①の農地維持活動に関わる、集落営農の経営の多角化支援活動、農地マップの整備や農業機械整備などの営農サポート活動への支援、集落営農組織の連携によるコンバインや乾燥機、専用トラクター等の共同利用などの組織の広域連携に対する支援などがある。

これらは島根県が市町村や農業普及員を介し、集落営農組織の現場からあがつたニーズをもとに予算化し、それぞれの活動に寄与した事例である。

（3）事業の意義

品目横断的経営安定対策が掲げる規模拡大や低コスト化、効率性の追求といった施策については、これを否定しないし県内にもそうした方向を追求する個別経営が存在するので、そうしたいわゆる大規模経営も支援する。しかし、県下の現状は上述の通りでありそれに合わせて実施している「地域貢献型集落営農確保・育成事業」を通してあげられる成果からつぎのようなことがある。

稻作を事例にあげると、2014 年の米価の大幅下落の時期に、大規模稻作ほど経営が苦しかったが、小規模稻作の場合、自前の販売ルートを活用して何とか販売額を維持していた。また、現在の稻作生産体系に要する農業機械セットの価格は、10～20ha の経営規模で売上とコストがほぼトントンになると推計できる。しかし、10ha 以下の稻作であっても、機械の共同利用などいろいろな面で工夫することによって稻作が維持できており、現実にそのような集落営農組織が増えている。

したがって、県の政策としては、規模が小さくとも経営基盤を確立するため法人化をすすめ、その法人を核として必要に応じた広域連携を図っていくという方向を打ち出している。その中には、米以外の生産物に取り組む経営の多角化も入ってくる。そして広域連携の単位は具体的には「学校区」が想定されている。

以上のように、島根県では土地利用型農業における規模拡大や低コスト化、効率性の追求といった方向についてこれを否定するわけではないが、県内の地理的条件や生産条件を考慮し、規模が小さくとも経営基盤確立のための法人化と、集落営農法人を核とした広域連携の方向性を打ち出している。その具体的な姿が法人化した地域貢献型集落営農組織である。

2. U市における集落営農をとりまく環境について

島根県では全国にさきがけて 1970 年代から、県の施策として集落営農による農地や農業集落の維持を進めてきている。そのような県施策を受けてU市でも、行政とJAその他の組織は連携を密にして、集落営農の組織化や法人化を進めてきた。

ただし農政の推進体制に関しては、U市の旧H町（以下H地域と表記することもある）と、それを除くU市（以下旧U市と表記することもある）では大きく異なっている。以下ではその点に留意しつつU市における集落営農をとりまく状況を整理する。

（1）農業の地域特性

U市は2つの第1級河川の下流域にひろがるU平野と、それら河川の上流域の中山間地域からなっている。平場は水稻を中心に、柿、ブロッコリー、ぶどうなど、果樹や園芸作物もさかん。中山間地は傾斜も急で狭小な農地において水稻作が行われているほか、「U牛」などの畜産もみられる。H地域は平場が中心で、図表II-2-1のとおり農地の95%強が田となっており、全面積に占める耕地面積の割合も3割弱と相対的に農地の割合が多いエリアとなっている。H地域は旧U市に比べて都市化が遅れる一方で土地改良が早期に進捗し、圃場は広くパイプライン化も進んでいる。また、H町が工場誘致に熱心だったこともあり、地域内での兼業機会も豊富とのことである。

図表II-2-1 合併前のU市及びH町の耕地面積（耕地面積統計 2011年）

		(単位:ha)		
		U市(H町除く)	H町	合計
耕 地 面 積	田	4,610	2,260	6,870
	畠	1,090	110	1,200
	合計	5,700	2,370	8,070
全面積		54,339	8,064	62,403
耕地面積割合 (%)		10.5	29.4	12.9

資料:U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

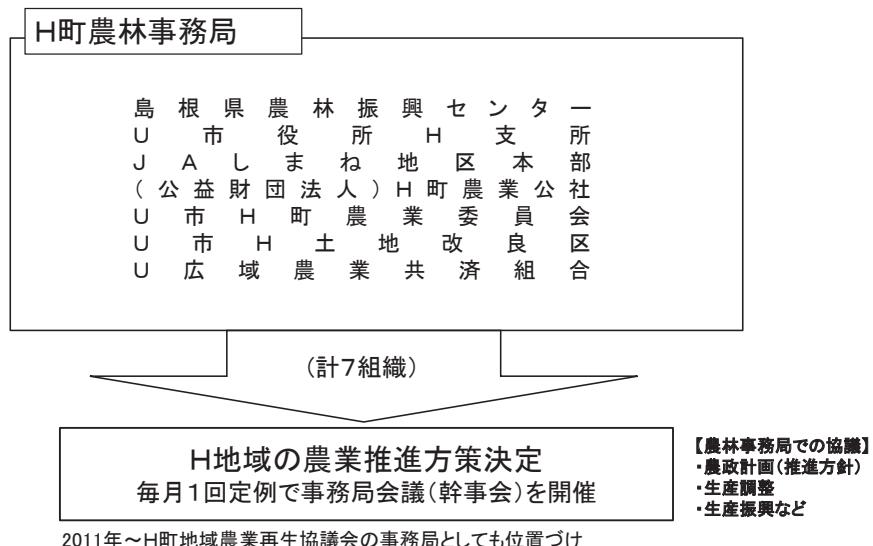
（2）農業推進体制

H町は昭和38年から、農業関係支援機関が一体となったH町農林事務局（以下農林事務局）において農業施策の決定と遂行を統括するという、地域一体型の農業推進体制をとってきた（図表II-2-2 参照）。

そして農林事務局にて決定した農業推進施策の浸透と円滑な実施をはかり、また地域の

図表 II-2-2 H町農林事務局の体制と概要

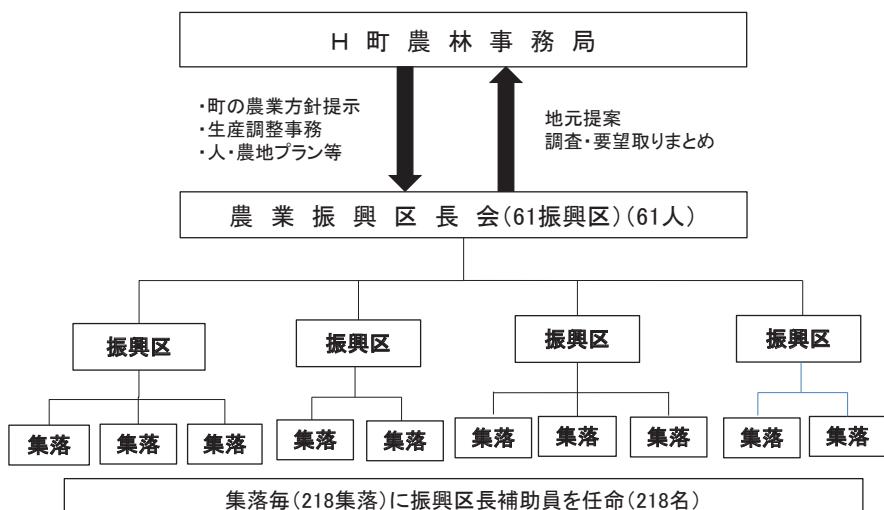
H町農林事務局(1963年~)



資料・U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

農家からの要望の取りまとめ等も行う組織として、218 ある農業集落を数集落（2～4 程度のこと）ごとにまとめた 61 の農業振興区を町で設定し、それぞれの振興区ごとに 3 年任期の振興区長を町が任命している。また集落単位には振興区長を補佐する振興区長補助員（任期 1 年）も置いている（図表 II-2-3）。振興区長、同補助員ともに、長期間同じ農業者が務めるということは少なく、大半は任期ごとに変わることである。

図表 II-2-3 H町農業振興区制度の概要



資料：U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

このような高い組織性を持った農業推進の体制を保持してきたこともあり、2011（平成23）年10月にU市に合併し、行政機構が一体化するなかでも、農業推進については、H地域を除くU市とH地域では別々の仕組みをとっており（図表II-2-4）、当面はその状況に大きな変更はないだろうとのことだった。

図表II-2-4 合併後のU市内の農業推進体制

	U市（H地域除く）	H地域
農業委員会	U市農業委員会	U市H町農業委員会
農政推進組織	U市農業再生協議会	H町地域農業再生協議会
農地利用集積円滑化団体	JALしまねU地区本部	公益財団法人H町農業公社
JA組織	JALしまねU地区本部	JALしまねH地区本部
行政担当部署	U市農業振興課	U市H支所産業建設課

（注）農業委員会は2017年9月から統合の予定

資料：U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

一方H地域を除くU市においては、農業の担い手への政策対応強化のため、行政と農業関連組織ワンフロア化を目的に、2004（平成16）年に「21世紀U農業支援センター」が農業振興課の内室として設置され、H農協の営農担当職員が常駐する体制がとられた。その後2005年に名称が「U市農業支援センター」（以下支援センター）に変更され、県の普及員についても支援センター担当が明確になる（常駐はせず）という強化が図られて今日に至っている。2017年度の体制は、図表II-2-5の通り、市職員7名（うち2名臨時）、農協職員2名、県普及員4名の13名であり、業務は主に担い手対応にかかる、認定農業者支援、新規就農支援、農地集積等となっている。農業普及員は作目別に配置されている。

図表II-2-5 U市（H地域除く）の農業支援センターの人員構成（単位 人）

勤務形態	所属機関等	管理職	係長	係員	臨時職員	計
専 任	U市	1	1	3	2	7
	JALしまねU地区本部（営農部）	—	—	2	—	2
	計	1	1	5	2	9
非専任	島根県	農業普及員 4				

資料：U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

(3) 農地集積

H地域では昭和40～50年代から圃場整備が進み、担い手への農地集積率は2017年3月末で8割弱に達している（図表II-2-6）。農地集積率がここまで高まった背景には、同地域で農地利用集積円滑化団体になっている公益財団法人H町農業公社（1994年に町とJAの出資で設立）と、町とJAが出資し公社の子会社的な役割を果たす（有）G（2003年設立）の取組みが大きかったとみられる。公社では農業委員会との連携のもと、農地評価の標準化に取り組み、面積・形状・圃場整備状況・農道・水利・法面・土質の7項目について点数を付与して農地ごとに総合ポイントを算出、ポイント別に田は4段階、畑は2段階の標準小作料を設定、公表することで、貸し先の違いによる差が出にくい仕組みを広めた。そういう仕組みを定着させた後に、公社を通じた白紙委任での利用集積を進めたが、その過程では受け手のない農地をG法人が受け、地権者合意のもとで農道を拡幅して機械作業可能にするなどの対応もしてきた。以上のような取組みの効果もあり、2004年に49%だった担い手への集積率が今日8割にまで高まるに至っている。

一方H地域を除くU市でもJAが農地利用集積円滑化団体となって農地集積に取り組むとともに、2008年にH農協アグリ開発株式会社を設立し、荒廃農地の復旧と借入などにも取り組んできているが、地域内に中山間地が多いことや、果樹作の担い手も多いことなどから、農地集積率は4割強にとどまっている。

図表II-2-6 U市及びH地域における担い手への農地集積（2017年3月末、ha、%）

	U市（H地域除く）	H地域	U市合計
農地利用集積面積	2,360	1,830	4,190
集積率（%）	42.5	79.2	53.2

資料：U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

(4) 集落営農の動向、課題等

2017年3月末時点の集落営農組織数は、H地域39組織（うち法人32）、H地域以外のU市88組織（うち法人28）である（図表II-2-7）。

集落営農組織の法人化率はH地域が82.1%と、それ以外のU市の31.8%に比べて圧倒的に高いが、H地域では、地域ぐるみの話し合いと合意形成による特定農業団体の設立が数多くあり、それが法人化計画のなかで近年法人化していることである。H地域を除くU市でも法人化は進んできているものの、作業受託・機械共同利用組織が39と依然数多く存在している。

図表Ⅱ-2-7 U市及びH地域における集落営農組織数など（2017年3月末）

		U市(H地域除く)	H地域	U市合計
合計		88	39	127
組織 類型 別内 訳	農業生産法人	28	32	60
	特定農業団体	1	2	3
	協業経営組織	18	3	21
	作業受託・機械共同利用組織	39	2	41
	転作組合組織	2	0	2
集落営農法人化率(%)		31.8	82.1	47.2

資料：U市農林水産部 農業振興課 農業支援センター提供

集落営農の経営に関して、平場における作付体系として最も多いのは、米麦大豆の2年3作であり、それを超えた園芸作を含む複合経営はさほど多くはないのではないかとのことであった。経営は、現状の米価や各種交付金の水準において、平場では事業分量配当を安定的に実施している事例が多いようである。

行政として認識している集落営農にかかる課題としては、機械オペレーターなどの人材や組織としての後継者の確保であり、行政が開設しているアグリビジネススクールなどを通じて、担い手や後継者の確保を図っている。

集落営農組織化に関しては県が一貫して主導しており、U市においても普及員が組織化の取組みの中心とみられるが、前述の通りU市においては、普及員と市・JAは一体的に担い手育成を進めているため、連携をとりつつサポートしていることがうかがえた。

3. 農事組合法人X

（1）農事組合法人Xの沿革と経営形態

農事組合法人Xは、島根県U市H町の東部に位置し、U市西側の平坦部の農地を営農基盤としている。まず組合の沿革をみると、H地域において1998年にH営農組合、2000年にS営農組合、2001年にM営農組合と、転作対応の営農組織が設立され、営農組合ごとに転作を主体（麦やひまわり等）とした共同作業と機械集約に向けた運営が進められた。水稻については各営農組合とも各個人が栽培管理を行っていたが、栽培管理者の高齢化やコメの生産技術がわからない後継者の増加といった問題が顕在化するなか、その対応として2004年に3つの営農組合が合併され、X営農組合が設立された。

2000年代前半時点でH町では協業経営型の集落営農組織が多かったが、2004年にH・S・Mの3営農組合が合併したタイミングで、同営農組合は協業経営型の集落営農組織に転換し、米政策改革大綱に即した集落経営体の育成を図っている。集落一農場方式として集落の水田等を単一圃場とし、営農組合が資材購入から作付・栽培管理、販売に至るまで、一元的に担うようになった。

また、65歳定年への対応や地域の人口動態などを踏まえると、営農組合では後継者育成が喫緊の課題となるなか、営農組合は組織・事業の継続に向けた若い主たる従事者（専従）の確保を第1目的として、2015年に法人化された。

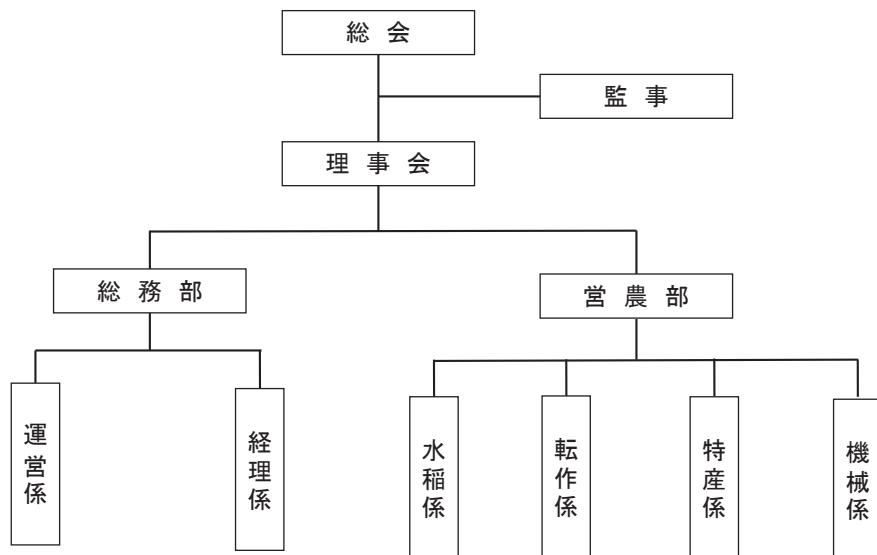
（2）組織の概要と農地集積・農地利用

農事組合法人の組合員数は38名（2017年現在）となっており、役員としては理事6名、監事2名が置かれている。組織構成は図表II-3-1に示したが、部署として総務部と営農部が設置され、営農部は水稻、転作、特産、機械と4つの係に分担されている。

43名の組合員は50代後半が中心だが、毎日出役しているのは60～65歳が中心で、10名ほどである。面積に基づいて出役日数を調整するのではなく、出役が可能な組合員が毎日集合して作業や打ち合わせを行っている。なお、繁忙期には他の組合員にも出席を要請している。機械は大部分を所有しているが、フォークリフトなど機械を利用する免許所有者は5名である。

なお、組合員のうち後継者がいるのは5～6戸ほどのなか、前述のように後継者育成が一番の課題である。定年を迎えた65歳以上の作業員の確保を重要であるが、若手の専従者は不可欠であり、同法人は集落で3名ほど基幹従事者を育成することを目標とし、2017年度から39歳の元組合員を専従者として雇用している。

図表 II-3-1 農事組合法人Xの組織構成



出所: 農事組合法人X 資料より作成

同法人における農地集積面積（総面積）の推移については図表II-3-2に示したが、2015年から2017年（計画）にかけては、約73haから約77haと微増傾向にある。2017年（計画）の詳細をみると、しまね農業振興公社を通じた農地集積は約71haで、全作業受託が約2ha、転作作業受託が約2.85ha、水稻部分作業受託が約0.81ha、畑の借用面積約0.47haで、総面積合計が約77haとなっている。

図表 II-3-2 農事組合法人X の農地集積面積(総面積)の推移

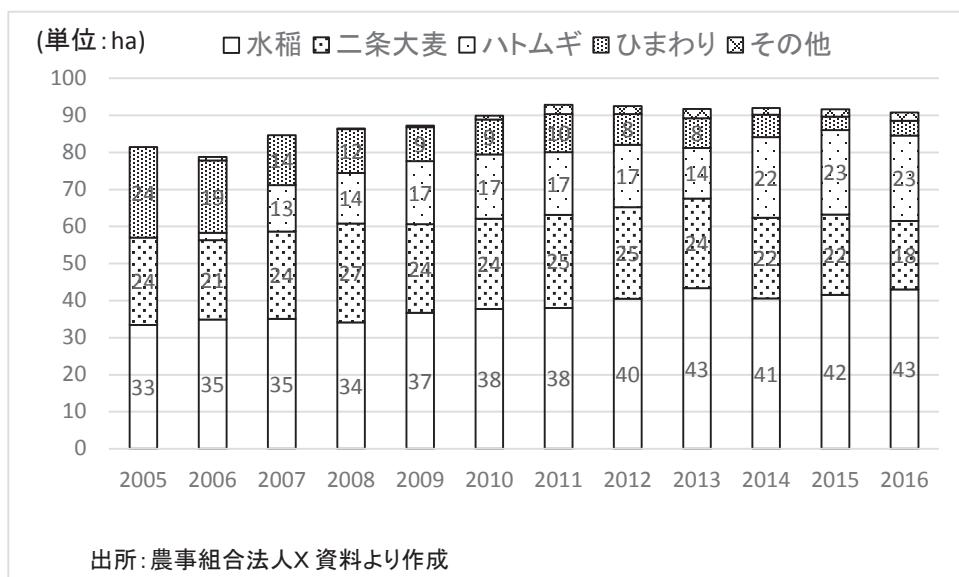
单位:ha

	2015年	2016年	2017年 (計画)
しまね農業振興公社	65.97	69.31	71.20
全作業受託契約	2.05	2.05	2.05
転作作業受託契約	3.91	3.13	2.85
水稻部分作業受託	0.81	0.81	0.81
畑の借用面積	0.47	0.47	0.47
総合計	73.22	75.77	77.38

出所: 農事組合法人X 資料による。

前述のように、農地利用の調整主体は農地中間管理機構の役割をもつ「しまね農業振興公社」であるが、構成員間の話し合いで圃場区画の畦畔を撤去し、作業効率化を図っている。また、法人で利用権設定をするので、利用調整に関して特段の問題は無いという。同法人は今後区画を広げて作業効率化を図り、コスト削減を図る見込みである。

図表II-3-3 農事組合法人X の主な作物の栽培面積の推移



同法人の栽培品目は水稻に加えて二条大麦、ハトムギ、ひまわりなどが中心となってい
る。同法人における主な栽培面積の推移は図表II-3-3に示したが、2005年から2016年に
かけて、水稻が微増、二条大麦が微減傾向で推移している。

2016年に水稻は約43haであるが、島根県では平坦部を中心に品質が低下しているコシ
ヒカリに替わる県の奨励品種として2012年から本格栽培を開始した「つや姫」が約20ha、
島根県で主力品種として推奨し2006年産から本格栽培され、米飯加工にも適している「き
ぬむすめ」が約17haとなっている。

同年の二条大麦は(サチホゴールデン)の栽培面積は約18haであるが、水稻後作地での
栽培は湿害が発生しやすく、排水対策に重点を置いていたが、近年湿害等により収量が減
少している。

また、同法人の品目のなかでは、ハトムギが上昇傾向にある一方で、ひまわりは大きく
減少している。

健康ブームや国産嗜好の高まりのなかで、H町の土地利用型作物の米・麦・大豆に次ぐ
第4の作物として、同法人はハトムギ(あきしづく)の栽培を進めてきた。営農組合の土
地利用条件等に適するとともに汎用コンバインの有効活用が図られコスト削減にも繋がる
ことから積極的に栽培を進め、2007年から2016年の10年間で栽培面積は約13haから約
23haに拡大した。

一方、ひまわり(春りんぞう)は観光用として栽培が進められ、2002年からは平場に位
置する立地条件を活かしてひまわり祭りを開催している。しかし、近年、雑草や鳥害、発
芽不良などにより収量が著しく減少しており、2016年は約3.93haであった。

これらの品目以外には、野菜の栽培が若干進められており、2016年には白ネギが約0.5ha、

キャベツが約 1.3ha などが生産されている。これらの品目の栽培は、組合の作業が年中あることによって一定の所得を得られる組合員の雇用及び期間的労働力の確保、さらに女性の参画、働く場所の提供などを主な目的として、進められている。

（3）組織の売上高と販売

同法人の売上高をみると、2016年（1月1日～12月31日）には約7,200万円となっている。作物売上高は約6,300万円で、そのうち水稻が約4,800万円となっており売上高の大部分を占める。

図表Ⅱ-3-4 農事組合法人X の売上高

作物売上高		6,341
水稻		4,809
麦		257
ひまわり		6
ハトムギ		507
白ネギ		349
キャベツ		306
さつまいも		107
副産物収入		6
牧草		110
作業受託		46
価格補填収入		300
作物精算金		384
機械賃貸売上高		4
売上高 合計		7,191

出所: 農事組合法人X 資料による。

注: 2016年1月1日～12月31日の売上高

同法人における全ての品目の販売は、JAしまねへの委託販売である。コメは法人独自の販売は乾燥調製施設を所有しないと困難であるが、農協が所有する乾草調整施設の利用手数料と金利の負担はそれほど大差がない。そのため、新米穀乾燥調製施設の建設とコメ直接販売に向けた検討を進めているが、資金調達が課題となっている。

（4）機械の導入と法人の資金調達・補助金利用

集落営農が大規模化したことで、組合員個人における機械購入の負担が無くなったりことはメリットとして挙げられる。集落営農組織で機械導入に大規模投資を行うと、減価償却費の拡大によって組合員への従事分量配当が困難になることが問題となっており、経営面では確定給与の方が決算時期の調整がしやすいという。

同法人の資金調達は、JAしまねからとなっている。機械・施設の導入のためプロパー資金などを中心に利用しているが、借入金の返済額と減価償却費を踏まえて、借入を進めている。借入において、債務者名義は法人代表者、債務保証は基金協会保証の利用、債務

担保は組織所有資産となっている。

また、補助金についても機械・施設の導入を目的とした利用が多い。その時々の機械や施設や経営状況と補助金の特性を踏まえながら、国や県の様々な補助金を利用してきました。

3つの組合が合併した2004年から2013年の10年間では、島根県と農林水産省の補助金利用がみられる。機械・施設の導入のため、島根県の補助金では、2004年に「がんばる島根農林総合事業」、2009年に「地域貢献型集落営農確保・育成事業」、農林水産省の補助金では2007～08年に「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」、2009年に「食料供給力向上緊急機械リース支援事業」、2013年に「経営体育成支援事業・融資主体補助型」を利用している。

2015～16年では、農林中央金庫の「農業所得増大・地域活性化応援プログラム 農機具等リース応援事業」や、JAしまねの「島根県農業・農村振興支援事業」と「しまね農業生き生きプラン事業」などを利用がみられ、機械や施設に関する資金調達を進めている。

（5）小括

2000年代後半から政策への対応や補助金の受け皿として、全国的に集落営農を組織化が進展したが、島根県では中山間地域が多いだけでなく、全国的に先駆けて過疎化・高齢化が進み、2000年代前半以前から地域農業を維持するための取組みとして、集落営農が発展してきた。全国でも集落営農の先進地域である島根県では農地集積が困難な中山間地域における集落営農の組織化が進められる一方、本稿で取り上げたH町のような平坦部でも集落営農が形成され、合併による広域化・法人化が進展してきた。

島根県農業経営課資料によると、2016年度における島根県内の集落営農の平均経営面積は中山間地域が17.7ha、平坦地域が38.1haとなっており、島根県内のなかでも農事組合法人Xは大規模集落営農組織に位置づけられる。2004年の合併以降、集落一農場方式の協業経営型に転換し集落の営農を一括して進めることで、機械所有の負担軽減や円滑な農地利用調整、作業面やコスト面で効率化を図ってきた。しかし、広域化を進めてきたなかでも後継者不足が課題であり、法人化し給与や雇用条件を整備することで、組織・事業の継続に向けた専従者の育成・確保に努めている。今後の区画の広域化による作業の効率化やコスト削減についても、基幹的な従事者を確保しなければ困難である。

島根県でも平坦部地域に立地しているため、介護など中山間地域でみられる営農以外の地域貢献的な面での要請は特にない。また、地域的にも系統利用率が高いこともあり、同法人の販売は全て農協出荷であり、加工・販売部門への進出による多角化の取組みも行ってはいない。ただし、コメについては、乾燥調製施設の導入次第で独自販売を進める見込みであるが、販売先の開拓や高値販売が可能かどうか、また販売部門や販売員の確保が必要であり、その調整が課題となる。

4. 有限会社K

（1）はじめに

島根県U市は県東部に位置し、北部は島根半島、中央部はU平野、南部は中国山地で構成される。2005年3月に2市4町が合併し、2011年10月には1町も加わり、現在のU市となった。総面積は624.36km²、うち田・畠は16.8%（104.85 km²）を占める。2017年7月末時点では、人口は17万4,990人、世帯数は64,466世帯、65歳以上人口割合は29.0%である（以上、U市ホームページより）。

市南部のS町東村は、中国山地から日本海に流れる第1級河川の上流域に位置し、急傾斜の農地が点在する地域である。5集落で構成され、世帯数93世帯、農家戸数60戸である。この地域を範囲とする集落営農法人が、本稿で対象にする有限会社Kである。

（2）設立経緯

当地域はこれまで林業と農業を中心に発展し、なかでも養蚕と畜産が盛んであった。しかし約30年前に養蚕は取り組まれなくなり、畜産を営む農家も今では数戸しかいなくなり、残った稲作を何とか維持することで地域の農地を維持しようと考えたのが、集落営農を開始したそもそもの契機であった。

より直接的には、1994年の圃場整備事業を契機にして、97年にU、Sの2集落で協業型組合が設立され、翌98年には隣接の3集落で任意の営農組合が設立された。その後、2002年には2つの営農組合は合併し、2003年8月1日に法人化し、有限会社Kが誕生した。農外事業にも取り組めるように、法人形態は有限会社が選択された。

設立時の資本金は300万円で、地域の農家30名が出資社員となり、1名あたり10万円ずつ平等に出資した。

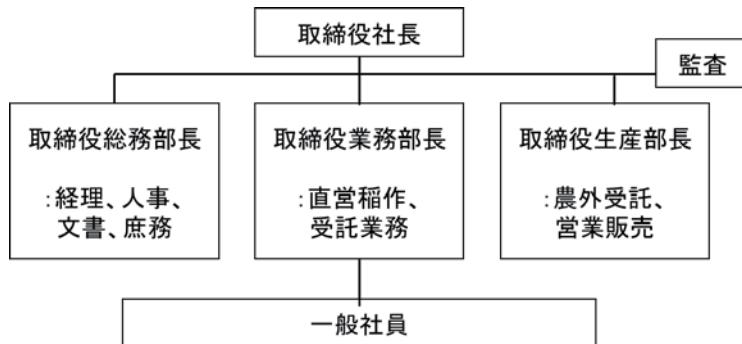
（3）現在の経営内容

a. 組織体制

現在は地域外の農家が2名加わり、出資社員は32名となり、1名あたり60万円ずつ出資している（資本金1,920万円）。会社の経営理念において、地域の農地の集積と農外事業に取り組むことを掲げ、経営の多角化によって周年雇用を確立することを目指している。

当社の役員構成は、取締役社長1名（常勤）、取締役総務部長1名、取締役業務部長1名、取締役生産部長1名、監査1名となっている。組織図は図表II-4-1の通りである。従業員は常勤雇用5名（男3名、女2名）、非常勤雇用1名（男）の計6名である。このうち常勤雇用3名と非常勤雇用1名の計4名が機械作業をおこなうオペレーターである。常勤雇用者に関しては社会保障等を完備している。また春と秋の繁忙期には約20名を臨時雇用している。経営内容は、農業部門と農外部門の2つに大別される。

図表 II-4-1 組織図



注：当社資料より。

b. 農業部門

農業部門の概要は図表 II-4-2 に示す。当社が直営で行うのは、水稻栽培、水稻苗栽培、トマト樽栽培、花卉栽培（トルコギキョウ）である。主食用米ではコシヒカリが栽培されている。当社では旧 J A S 町の育苗センターとライスセンターの運営を委託されており、栽培した水稻苗は S 町全域に供給されている。トマトや花の栽培は育苗後のハウスでおこなわれており、遊休施設の有効活用が図られている。2017 年度は、コシヒカリの栽培面積が 15ha に拡大したことと約 23ha の農地（地域内の農地の約 3 分の 2）を集積するとともに、農作業の平準化を目的に大豆、そば、ぶどうの栽培に新たに取り組んでいる。

一方、受託では刈取りと乾燥調製が大部分を占め、このうち乾燥調製では近隣の営農組合から持ち込まれている。また飼料用米についても、近隣のものを集めてもみすり作業をおこなっている。

W C S 稲生産では、S 町の 8 つの集落法人が参画して発足した広域連合組織「株式会社 J」のことで取り組んでいる。J 法人は 2015 年 4 月に設立し、新規作物の導入や 6 次化等に取り組んでいる（全国農業新聞より。）。

図表 II-4-2 農業部門の概要（2016 年度）

直 営			受 託	
水稻	コシヒカリ（主食用米）	1, 370a	耕起	190a
	きぬむすめ（米粉用米）	105a	代かき	190a
	たちすずか（WCS 稲）	694a	田植え	312a
水稻苗栽培		14, 000 箱	刈取り	1, 192a
トマト樽栽培		4a	乾燥調製	2, 011a
花卉栽培（トルコギキョウ）		5a	飼料用米もみすり	600t

注：当社資料より。

当社が管理する施設及び所有する機械を図表II-4-3に示す。機械はリース購入が主で、年間約230万円のリース料を支払っている。

水稻栽培における畦畔草刈り・水管理は、出資社員に10aあたり15,000円の管理料を支払って実施している。社員は自身の所有農地を管理するほか、近隣で所有者が管理できない農地の管理を引き受けるケースもある。ただし、地区外の農地管理は当社で直接管理しているが、この管理費用が嵩んでおり、費用低減が課題となっている。なお地域内の農地所有者には借地料として10aあたり6,000円、地区外には10aあたり3,000円がそれぞれ支払われている。

当地域は、中山間地域等直接支払と多面的機能支払の対象となっており、地域内の5集落と近隣2集落をあわせた7集落で集落協定を締結し、当社が事務局を務めている。交付金の配分割合は、個人3割、共同作業4割で、残りの3割（約500万円）が当社に配分されており、前述の管理料の財源となっている。

主食用米の販売先は、農協が3割（玄米）、外食業者（宿泊施設・ゴルフ場飲食店等）が4割（玄米・精米）、社員の縁故米が3割（玄米・精米）である。トマト、花は、農協が運営する小売店舗で直売している。

農地利用調整では、農地中間管理機構を通して利用権設定をし、10年契約で受けるケースが多くなっている。

図表II-4-3 管理施設および所有機械

管 理 施 設					
名称	仕様	数量	名称	仕様	数量
車庫・事務所	300m ²	1棟	播種機	－	1台
倉庫・車庫	50m ²	1棟	播種・緑化施設	70m ²	1棟
乾燥機	24石	6台	精米機		1台
もみすり機	6インチ	1台	羊放牧場	5ha	4牧場
育苗ハウス	7,000m ²	14棟			
所 有 機 械					
名称	仕様	数量	名称	仕様	数量
トラクター	75PS	1台	ユニック付台車	－	1台
トラクター	50PS	1台	畦塗り機	－	1台
トラクター	28PS	1台	フォークリフト	－	2台
コンバイン	5条	2台	普通トラック	－	1台
コンバイン	4条	1台	軽トラック	－	2台
田植え機	6条	2台	タイヤローダー	－	1台
田植え機	5条	1台	バックホー	－	1台

注：当社資料より。

c. 農外部門

当社が農外部門に取り組む目的は、経営の多角化により年間を通じて安定した収益を確保し、周年雇用を生み出すことである。さらに行政から業務や施設管理を受託することに

より、地域の維持活性化に貢献することも目的とされている。以下では、農外部門で取り組まれる5つの事業についてみる。

①高齢者外出支援サービス事業

当地域は市中心部まで車で30分程度かかるが、公共交通機関がなく、特に高齢者の外出が問題であった。そこで高齢者を対象に、市内の病院や買物先等への送迎サービスを実施することになった。

本事業はU市からの受託業務であり、送迎に使用する車は市の所有である。おおむね65歳以上の高齢者で車を所有しない世帯が対象であり、市への事前登録が必要である。利用は月1回と限定されており、電話にて予約を受け付けている。利用料金は、100円/hと10円/kmの合算で、平均700～800円と割安である。

本事業は、福祉有償運送運転者講習およびセダン等運転者講習を修了した従業員が担当しており、従事時間に応じて時給1,000円が市から支払われている。

②羊の放牧事業

水田周辺の草刈り作業の軽減を図るため、除草目的で2005年に3頭の羊を導入した。現在50頭まで増やし、2箇所で放牧している。羊を使用して地域の子供たちの体験交流（毛刈り等）も実施している。

③「Mの会」事業

「Mの会」は当社の関連組織であり、刈り取った羊毛の有効利用を目的に、社員の家族である地域の女性を中心に運営されている。事業は独立採算であり、毛洗いから手編み製品の販売まで取り組む会員とサポート会員をあわせ10名が活動している。

④冬期の灯油配達業務

農協が運営する町内の給油所から業務を受託して、12月から3月までの冬期のみ実施している。当社の農閑期における雇用対策として取り組まれているが、給油所側は繁忙期である冬期の人手不足解消になっており、両者にメリットがある。

⑤高齢者配食サービス事業

高齢者で食事を作ることが困難な方を対象に、専門業者が作った昼食、夕食の弁当を配達し、あわせて配達・回収時に安否確認と食べ残し確認をおこなう事業である。1日あたり15～20食の注文があり、1食あたり400円、月20万円程度の委託料が市から支払われている。年間通じて仕事があり、冬場の雇用創出にもなっている。

d. 経営収支

2016年度の経営収支は次の通りである。売上高4,160万円、補助金等収入(WCS助成金、品目横断的経営安定対策、中山間支払、多面的機能支払等)1,600万円に対し、販売費及び一般管理費1,000万円、農畜産売上原価4,660万円であり、経常利益100万円、当期純利益50万円であり、単年度の経営収支は黒字である。

（4）集落営農の効果と今後の展望

当地域で集落営農に取り組んだ目的は、農地の維持であったが、今のところは稻作で維持できており、集落営農の効果はあったといえる。今後は29ha程度まで集積面積を拡大する目標もある。しかし今後を見据えたうえで、次の3点が課題として挙げられる。

第1に稻作作業の競合である。当地域の周辺ではコシヒカリが多く栽培されているが、今後地域外へと受託面積を拡大していく際に、作業の競合が生じることが予想される。同じ品種でも標高差があれば、作業時期がずれて受託可能な場合もあるが、今後対策が必要である。

第2に人材確保である。長年経営トップを務めたY氏は70歳を節目に、現代表取締役のK氏に経営を譲ったが、社員は10数年前から同じメンバーのままであり、今後の高齢化を見据えて人の補充が必要になる。現代表は、50歳代半ばで土建業に従事する人に目星をつけており、定年退職後に経営に引き込みたいと考えている。

第3に農外部門への取り組み方である。農外事業への取り組みは、農閑期の仕事を生み出し、周年雇用を確保するために始められたが、最近は農業部門でも作目を変えて作期分散を図るようになってきており、次第に農外事業に手が回らなくなってきた。農業の仕事が空くのが12月から2月だが、この時期にのみ仕事があるのは灯油配送事業ぐらいで、他の農外事業は通年で仕事があり、農業との競合もみられる。農外事業を一部休んだ方が経営としてプラスになる場合も考えられ、今後の農外部門への取り組み方が課題となっている。

（5）小括

地域の農地維持のために始まった集落営農から誕生した当社は、周年雇用を生み出すために地域貢献型の農外事業にも取り組みながら経営を発展させてきた。また中山間直接支払や多面的機能支払等の補助事業を積極的に活用し、経営収支の黒字化に努めていた。人材面では定年退職者を取り込む計画があり、差し迫った課題にはなっていない。

今後、農業部門を拡大していく上で、農外部門との労働力競合が問題視されており、農業部門と農外部門のトレードオフの関係が顕在化することもあり得る。仮に農業部門の拡大と引き換えに農外部門を縮小するような事態になれば、当社がこれまで提供してきた地域貢献サービスが低下し、地域住民への負の影響が懸念される。こうした事態を回避するためには、当社において適切な作業分散に努めるだけでなく、近年活動を開始した広域連合組織（J）による農外部門まで含めた事業補完の可能性を検討する必要がある。また地域の住民自治組織や行政との分担の可能性も検討されてよい。これらの検討のためには、当社と広域連合組織、住民自治組織、行政との関連について、さらなる実態把握を要する。

III. 山口県

1. 山口県の集落営農の現状⁸

山口県では1975年以降、米の生産調整とともに集落ぐるみの土地利用調整と農業機械の共同利用等を目的とした営農組織の設立を進めてきた。しかし、農業経営基盤強化準備金制度を活用した機械等の設備投資を図るには法人化が必要なことから、県および農協系統等の関係機関が一体となって任意組織から集落営農法人へとステップアップを促してきた。その結果、集落営農法人の数は2006年に38法人であったものが10年後の2016年には249法人にまで増加した。

しかしその一方で、山口県は農業就業人口の平均年齢が70.3歳と高齢化の割合が全国で2番目に高く、それだけに次世代を担う人材の確保・育成が急務となっている。また、県内は中山間地が多く、土地利用型農業の経営規模は20ha以下のところが過半（20ha未満の経営規模の法人が52%）を占める。

こうした中で、県は地域農業の維持・発展を図るため、さらなる規模拡大や多角化・多業化等によって経営体質の強化を促す必要があるという観点に立ち、2015年度から複数の法人等が出資して新たな連合体法人を形成する集落営農法人連合体（以下、連合体）の設立を全県域に展開し、規模を活かした経営体質強化策を展開する。具体的には、将来的に主たる従事者（連合体においては「専任従事者」と呼称）が1人当たり所得500万円を確保でき、新規就業者を雇用できるであろう80ha以上の経営規模をもつ連合体を2019年までに24法人設立という目標を設定している。

このため、県の支援事業として、県内の各農業再生協議会（事務局：各農協）に法人間調整、連合体設立誘導、経営支援等を担う連携推進コーディネーター（2017年現在、計6人）を配置する。連携推進コーディネーターは、農協職員や市町村職員、県普及指導員のOBから任命されている。

2015～17年の実績は5地域で下記の法人連合体が設立されている。

- ・B市北部地域「B株式会社（2016.2設立）」6法人連合体（集積130ha）
- ・A市M町に「AM（2016.12設立）」3法人連合体（集積55ha）
- ・S地域「A株式会社（2017.3設立）」17法人連合体（集積424ha）
- ・N地域「株式会社N（2017.7設立）」4法人連合体（集積95ha）
- ・M地域「株式会社M（2017.7設立）」6法人連合体（集積129ha）

（注）BとAMでは、新規就業者各1名採用。

今後、法人連合体設立に向けて県地域農業戦略推進協議会および連携推進コーディネー

⁸ 山口県の集落営農の現状について、山口県B農林事務所農業部でのヒアリングおよび以下の資料を参考にした。<参考資料>田村尚志（山口県農業振興課長）「現場からの農村学教室59：集落営農法人の連携とその多角化」日本農業新聞2017.7.23付

ター、各地域協議会を通じ、候補地域のリストアップし、目標の24連合体法人の実現を図ることにしている。

以上のように、現在、山口県では集落営農法人の経営規模の拡大を梃に体质強化を図ることを目的に、地域における複数の集落営農法人が出資した連合体づくりを県を中心に進めている。そして、連合体は経営形態を株式会社や事業協同組合等にすることを薦める。それによって、連合体には営農分野の複合化・多角化を踏まえ、かつ地域住民の生活面での支援を視野にいれた生活物資の販売や高齢者の病院への通院や買い物のための移送など生活支援事業の展開も期待されている。

2. B農協

（1）農協管内の動向

a. 農協の概要

B農協農業協同組合は、2006年4月にYとBの2農協が合併して発足した。Y町とB市を管内としている。

農協の組合員数をみると、2016年度末の組合員数は14,918人で、このうち正組合員数は7,831人である。近年は個人の正組合員数の減少が続いているが、正組合員比率が低下する傾向にある。一方で、集落営農法人の増加を反映して、法人の正組合員数は近年増加しており、2016年度末で55法人となった。

農協の農産物取扱高をみると、2015年度の取扱高は34億円、16年度は36億円と、近年40億円を割り減る傾向で推移している。16年度の取扱高内訳をみると、米が全体の47.8%と最も多く、次いで野菜24.9%、畜産14.2%となっている。取扱高シェアの過半を占める米の割合が減少しているなか、野菜、畜産の割合が高まっている。

b. 担い手組織の状況

農協管内には認定農業者が189名いる。管内には、一戸当たりの経営規模が小さいため認定農業者になれない人が多い。なお、B市では認定農業者と認定新規就農者の年間所得の目標はそれぞれ270万円、175万円である。他方で集落営農組織は管内に47組織ある（農業法人46組織、特定農業団体1組織）。管内の水田面積に対する集積率は3割である。

（2）集落営農組織への支援

品目横断的経営安定対策が始まった2007年頃から、資金を必要とする担い手、集落を守る必要があったため、集落営農の推進を始めた。まず特定農業団体づくりに取り組み、その中で5年以内の法人化を誘導するかたちで取り組んできた。また県、市、町の会合等には常に農協も出席し連携してきた。

農協では、集落営農組織をメンバーとする地域営農連携協議会を組織している。事務局は農協にあり、営農指導の担当者を中心に取り組んでいる。また、集落営農組織が法人化する際、出資の要望があれば農協は応じている。元々農協への出資額が少ない法人からの要望が多く、13法人に農協から外部出資している。外部出資額は多くとも120万円程度である。

法人間調整、集落営農法人連合体の設立誘導を担う「連携推進コーディネーター」が農協に1名いる。補助事業や経理に詳しい元B市の農政担当の職員で、身分は農協の職員ではなく、地域再生協議会のオブザーバーである。法人間連携、連合体設立には必ず補助事業が関係してくるため、専門知識がないとコーディネーターを担うのは困難である。コー

ディネーターは農協の職員とともに活動している。

農協管内では、連合体設立の協議が3件行われている。

（3）小括

以上みてきたように、政策対応から、農協の担い手支援は集落営農組織の育成支援から法人化支援へと進んできた。今後さらには法人経営体への経営支援に取り組んでいくことになる。農協離れを起こさせないためにも、法人にとって農協利用でメリットがより多く享受できるような仕組みをつくっていく必要がある。新規作物導入への支援や販路開拓支援などがより一層求められる。

3. 農事組合法人Y

(1) 法人設立の経緯

2004 年に特定農業団体「Y営農生産組合」を設立した。集落は旧Y村の3集落である。設立当初から 5 年以内に法人化する計画だったが、前倒しし 2007 年に「農事組合法人Y」を設立した。品目横断的経営安定対策で政策が変わることも法人化の契機となった。

(2) 経営

a. 法人の構成

構成員はY営農生産組合の構成員を基本に、配偶者や新規組合員も加入し、25 戸 32 名である。設立当初は 18 戸 23 名だった。

法人は 70ha (400 枚) の農地について農地保有合理化事業を利用して集積している。そのうち 10ha は田植え、稲刈りだけの部分委託であるが、それ以外は全面委託である。地代は当初 10a15,000 円だったが、6 年契約の更新の際に米価下落を反映して 10a9,000 円に引き下げ、3,000 円～9,000 円の差をつけた。

役員は代表理事 1 名 (Y 氏)、理事 7 名の計 8 名で、理事のうち 2 名は 30 歳代である。

b. 経営

2017 年の作付けは水稻 (コシヒカリ、あきまつり、ヒノヒカリ) 46.0ha、もち米 0.7ha、酒米 2.2ha、飼料用米 3.0ha で計 51.9ha、

大豆 7.0ha である。その他じやがいも 0.2ha、とうがらしを試作している。法人設立当初 (2007 年) は水稻 34.3ha、大豆 13.4ha だった。法人として水稻のエコファーマーの認定を受け、エコやまぐち農産物 (特別農産物) の認証も受けている。また 2017 年 6 月には J G A P の認証を取得している。

米の販売については、自ら営業をして販売先を獲得し、スーパー 17 店舗、病院、飲食店 3 店舗に入れている。低温倉庫 (3600 們) と精米機 (9 們/1h) を所有し、女性 2 名で毎日精米、色選、袋詰めし、週 2 回の配送も自法人で行っている。法人直販と農協出荷が 6 対 4 である。

11 水利組合に加入している。水路掃除は地権者に出役してもらい、日当を出している。水管理は適当にやられたら困るので個人にはやらせない。ポンプの水番の日当、電気代で年額にして 18 万円である。

今後、農業経営基盤強化準備金を活用してドローン 1 台 (240 万円) を購入する計画がある。

c. 収支

2016 年度の売上高が 5,800 万円、売上原価と販売費及び一般管理費が 4,200 万円で営業

利益 1,600 万円強を出している。営業外利益が 3,500 万円程度になる（中山間直接支払、経営所得安定対策、環境保全型農業直接支払など）。余剰金は従事分量配当 3,300 万円等である。営業外利益と従事分量配当はほぼ見合いである。従事分量配当と支払地代（540 万円）を合わせて 10a 当たり 62,000 円を還元できている。

d. 今後の展開

隣接する集落の法人からは、さらなる高齢化の進展を見据えて無条件での吸収合併の依頼がある。その際、株式会社を設立することも検討している。吸収合併すると、経営面積は 120ha になる。

米の生産から酒造りまで一貫した取組みを行うため、B 市と隣町の集落営農法人 11 社と酒造会社 6 社で事業協同組合（「B 酒米協同組合」）を設立した。理事長には（農）Y の代表理事が就任した。酒米の作付面積の拡大や雇用機会の創出が期待されている。新設の搗精工場の敷地は、農協のライスセンターの敷地を 3 年間無償で借りた。事業費は 1 億 2 千万円である（国から 6,000 万円の補助、残りは公庫資金等を利用）。精米機 2 台（4,400 万円 × 2）を導入し、2018 年 4 月に稼働予定である。この事業で搗精工場に 4 名配置し、米ぬかや米粉の販売も手掛ける。また冬期に、杜氏の手伝いなど酒の仕込みで集落営農法人 11 社のなかから雇用する計画である。

（3）営農以外の地域での活動

法人が立地する B 市の Y 地域は典型的な中山間地域で高齢化が進んだ地域である。高齢化率は 53% と、B 市で一番高い。このような環境下にあって、2013 年に地域ボランティアで組織される「Y 支援隊」が発足した。地域全体で、生活弱者といわれる高齢者世帯の日常生活における様々な困りごとに対して、支援や手助けを行う取組みである。Y 支援隊は、地域住民による 20~80 歳代までのボランティア組織で、現在の隊員は 50 名、隊長は（農）Y の山田代表理事である。隊員には（農）Y も含め農業法人 4 団体が入っている。生活支援の主な内容としては、買物代行、病院への送迎支援、草刈り、サロンの開設等の活動を行っている。

（4）小括

以上みてきたように、3 集落の農家が集まり集落営農法人を設立し、地域の農地を地域で守ってきた。この地域には 4 つの法人があるが、高齢化が進展するなか、すでに 1 つの法人からは吸収合併の依頼もあり、経営のことを考えれば、一つになることを検討する必要がある。その場合には、集落営農法人連合体の設立も考えられるだろう。

4. 集落営農法人連合体「B株式会社」の動向

（1）概要

山口県初の集落営農法人連合体であるB株式会社（以下、「B法人」）は、2016年に山口県西部に位置するB市域に設立された。6つの集落営農法人が同額を出資しての立ち上げであった（出資金910万円、資本金792万円）。役員は代表取締役以下、各集落営農法人から2名ずつ選出された取締役12名で、社員は1名である（2018年には農業大学出身者が1名加わる予定）。

6つの集落営農法人の概要はつぎのとおりである。

設立は2010～14年で、組合員数は計202名（最大は「Q」の43名、最小は「H」の28名）、2017年7月の調査時に聞いた平均年齢は67歳であった。集積面積130万4,110m²（最大は「Q」の23万4,234m²、最小は「S」の16万6,635m²）、作付面積113万179m²（最大は「H」の22万7,580m²、最小は「S」の14万5,510m²）、集積面積に占める作付面積の合86.7%（最大は「U」の92.7%、最小は「Y」の79.7%）となっている。6法人は近年相次いで法人化しており、生産コストを下げる目的で、各法人で農地集積や農機集約を進めてきた。しかし、中山間地の条件不利地を抱える中、単独の法人でオペレーターとなる人材を確保するのは難しい状況となっていた。

（2）設立の経緯

Bアグリが管轄する地区は県境にあり、農地集積が難しい地域である。また、各法人で高齢化や機械更新などの課題を抱えていたため、2012年に法人間連携の協議会を立ち上げた。2013年の集中豪雨災害と2014年の米価下落が農家の危機意識を一層高め、新法人立ち上げに至った。

B法人設立のため、JAのOBが中心となってきた。特にO氏やH氏の強いリーダーシップがあったことが設立を後押しした。また、設立に至るまでには、発起人会などに県、JA山口中央会、B農協などが参加し、法人間の調整役として、設立を助けた。また、設立後も記帳代行や税務申告といった会計支援などの運営にも関わっている。

なおB法人は、参加する6つの法人を残したまま、その上に法人格を持つ新たな組織として発足している。任意組織の場合、農機などの購入資金となる農業経営基盤強化準備金を持つことができないなどスケールメリットを活かすことが難しいことから、B法人は法人格を持つ組織を選んだのである。

（3）設立後の動向

設立後は各法人の大豆の圃場を集積し、県支援事業により播種機、コンバイン、移送用トラックを導入し、作期の差（平たん～山間）を利用した効率的な大豆生産を進めている。28年度の大豆については、各法人の圃場を集積し、計17万2,639m²とした。

また、新規就農者（県立農業大学校卒業生）などの若い担い手を雇用するため、安定した収益と年間を通した作業の確保を目的として、2016年度には施設園芸導入のためのプロジェクトチームを発足させた。この取り組みの一環として、最初にハウストマトの立ち上げを予定しており、JAによる全額融資既に7haの農地を取得済みである。

このB法人は、設立してまだ1年半ほどのため、活動を評価できる段階にはない。今後は、経営の多角化による若者の雇用環境づくりの一環として、これまでなかった施設園芸部門をいかに作り上げていくかが評価の最大のポイントになると思われる。また、農地集積、機械の集約化、農産物販売への関与なども今後求められていく重要な課題となるだろう。

総研レポート 30農金No.4

発 行 (株)農林中金総合研究所 農村金融研究室

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11

電 話 03-6362-7818

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。